

昭和 47 年 7 月 1 日 港湾局長決定
昭和 49 年 7 月 1 日 一 部 改 正
昭和 62 年 4 月 1 日 一 部 改 正
平成 11 年 4 月 1 日 改 正
平成 22 年 4 月 1 日 改 正
平成 24 年 4 月 1 日 一 部 改 正
令和 7 年 9 月 1 日 改 正

地盤調査委託標準仕様書

令和 7 年 9 月

東 京 都 港 湾 局

一 部 改 正 の 内 要

最新の知見や技術動向等を踏まえ、仕様書の改正をおこなった。

主な改正は、以下のとおり。

- 1. 2. 4 調査の P R を追加した。
- 1. 3. 8 業務管理を追加した。
- 1. 4. 4 環境対策を見直した。
- 1. 5. 4 秘密の保持を見直した。
- 1. 5. 5 個人情報の取扱いを見直した。
- 1. 5. 6 環境に良い自動車利用を追加した。
- 1. 5. 7 機密情報流出防止対策の強化を追加した。
- 1. 5. 8 建設副産物等の処理を追加した。
- 1. 5. 9 保険加入の義務を追加した。
- 2. 2. 2 調査を見直した。
- 2. 3. 2 機械ボーリングを見直した。
- 2. 3. 3 オーガーボーリングを見直した。
- 2. 4. 1 乱れの少ない試料の採取を見直した。
- 2. 4. 4 岩盤試料の採取を追加した。
- 2. 5. 2 ボーリング孔を利用した原位置試験を見直した。
- 2. 5. 4 検層を見直した。
- 2. 5. 5 簡易動的コーン試験を追加した。
- 2. 5. 6 現場密度測定（砂置換法）を追加した。
- 2. 5. 7 現場密度測定（R I 法）を追加した。
- 2. 5. 8 現場 C B R 試験を追加した。
- 3. 1. 3 位置測量を追加した。
- 4. 1. 3 位置測量を追加した。
- 4. 2. 7 照査を追加した。

付属資料 地盤調査委託契約書から地質調査委託契約書に変更した。

目 次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	地表地質調査及びボーリング調査.....	2 1
第 3 章	音波探査	3 8
第 4 章	底質調査	4 0
付 属 資 料		4 2

第1章 総 則	1
---------------	---

第1節 一般事項.....	1
---------------	---

1. 1. 1 適用範囲及び一般事項	1
1. 1. 2 用 語 の 定 義	1
1. 1. 3 監 督 員	3
1. 1. 4 代理人及び主任技術者	4
1. 1. 5 照査技術者及び照査の実施.....	4
1. 1. 6 担 当 技 術 者	5
1. 1. 7 提 出 書 類	5
1. 1. 8 打 合 せ 等	5
1. 1. 9 疑 義	6
1. 1. 10 資料の貸与、返還及び収集	6
1. 1. 11 関係官公庁その他への手続	7
1. 1. 12 関連法令及び条例の遵守	7
1. 1. 13 調 査 の 中 止	7
1. 1. 14 住民等に対する広報等	7
1. 1. 15 調査用設備に必要な土地、水面等	8
1. 1. 16 身 分 証 明 書	8
1. 1. 17 土地への立ち入り等	8
1. 1. 18 部 分 使 用	8
1. 1. 19 再 委 託	9
1. 1. 20 基 準 面	9

第2節 着 手.....	9
--------------	---

1. 2. 1 業 務 の 着 手	9
1. 2. 2 現 場 指 揮	10
1. 2. 3 標 識 の 設 置	10
1. 2. 4 調 査 の P R	10

第3節 調査施行の適正化.....	10
-------------------	----

1. 3. 1 業 務 計 画 書	10
1. 3. 2 工 程 管 理	11
1. 3. 3 調査用機械器具等	12
1. 3. 4 調査関係書類の常備	12
1. 3. 5 試験結果等の整理	12

1. 3. 6 調査記録写真	1 2
1. 3. 7 使用材料の品質	1 2
1. 3. 8 業務管理	1 2

第4節 安全管理..... 1 2

1. 4. 1 一般事項	1 2
1. 4. 2 交通及び保安上の措置	1 3
1. 4. 3 事故防止	1 3
1. 4. 4 環境対策	1 4
1. 4. 5 現場の整理整頓	1 4

第5節 完了..... 1 5

1. 5. 1 跡片付け	1 5
1. 5. 2 成果の提出及び検査	1 5
1. 5. 3 修 補	1 5
1. 5. 4 著作権の譲渡等	1 5
1. 5. 5 秘密の保持	1 6
1. 5. 6 個人情報の取扱い	1 6
1. 5. 7 環境により良い自動車利用.....	1 8
1. 5. 8 機密情報流出防止対策の強化.....	1 8
1. 5. 9 建設副産物等の処理	1 9
1. 5. 10 保険加入の義務	2 0

第2章	地表地質調査及びボーリング調査.....	2 1
第1節	一般事項.....	2 1
2. 1. 1	適用の範囲.....	2 1
2. 1. 2	調査の実施.....	2 1
2. 1. 3	土質の分類.....	2 1
2. 1. 4	準拠すべき図書.....	2 1
2. 1. 5	調査の進め方.....	2 1
第2節	地表地質調査.....	2 2
2. 2. 1	一般.....	2 2
2. 2. 2	調査.....	2 2
第3節	ボーリング.....	2 3
2. 3. 1	一般.....	2 3
2. 3. 2	機械ボーリング.....	2 3
2. 3. 3	オーガーボーリング.....	2 5
2. 3. 4	検尺.....	2 6
第4節	サンプリング.....	2 6
2. 4. 1	乱れの少ない試料の採取.....	2 6
2. 4. 2	試料のシール.....	2 9
2. 4. 3	乱れの少ない試料の取り扱い.....	3 0
2. 4. 4	岩盤試料の採取.....	3 0
第5節	試験.....	3 0
2. 5. 1	土質試験.....	3 0
2. 5. 2	ボーリング孔を利用した原位置試験.....	3 1
2. 5. 3	平板載荷試験.....	3 4
2. 5. 4	スクリュウウェイト貫入試験（旧スウェーデン式サウンディング試験）.....	3 4
2. 5. 5	簡易動的コーン試験.....	3 5
2. 5. 6	現場密度測定（砂置換法）.....	3 5
2. 5. 7	現場密度測定（R I法）.....	3 5
2. 5. 8	現場 CBR 試験.....	3 6

第 6 節	調査の報告	3 6
2. 6. 1	観 察 試 料	3 6
2. 6. 2	照 査	3 6
2. 6. 3	報 告 書	3 6
2. 6. 4	データベース登録用電子データの提出	3 7

第3章 音波探査.....	38
---------------	----

第1節 一般事項.....	38
---------------	----

3.1.1 適用の範囲	38
3.1.2 探査準備	38
3.1.3 位置測量	38

第2節 音波探査.....	38
---------------	----

3.2.1 探査機器等	38
3.2.2 探査の実施	38
3.2.3 測定結果の整理及び解析	38
3.2.4 成果物	39
3.2.5 照査	39

第4章 底質調査..... 4 0

第1節 一般事項..... 4 0

4. 1. 1 適用の範囲..... 4 0

4. 1. 2 準拠すべき図書..... 4 0

4. 1. 3 位置測量..... 4 0

第2節 底質調査..... 4 0

4. 2. 1 観測機器..... 4 0

4. 2. 2 採泥..... 4 0

4. 2. 3 底質試験..... 4 0

4. 2. 4 試験実施機関..... 4 0

4. 2. 5 観測結果の整理及び解析..... 4 1

4. 2. 6 成果品..... 4 1

4. 2. 7 照査..... 4 1

第1章 総 則

第1節 一般事項

1. 1. 1

適用範囲及び一般事項

- (1) この標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、東京都港湾局が施行する地盤調査委託に係る地質調査委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- (2) 契約図書は相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- (3) 設計図書間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字とが相違する場合、受託者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

1. 1. 2

用語の定義

標準仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (2) 「設計図書」とは、特記仕様書、図面、標準仕様書及び入札参加者が質問受付時に提出した契約条件等に関する質問に対して委託者が回答する質問回答書をいう。
- (3) 「標準仕様書」とは、調査を施行する上で必要な技術的要求や業務内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み定めた図書をいう。
- (4) 「特記仕様書」とは、標準仕様書を補足し、当該調査業務の実施に関する明細又は固有の技術的要求を定める図書をいう。
- (5) 「図面」とは、入札に際して委託者が示した設計図及び委託者から変更又は追加された設計図をいう。
- (6) 「指示」とは、監督員が受託者に対し、調査業務遂行上の必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (7) 「請求」とは、委託者又は受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
- (8) 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、委託者若しくは監督員又は、受託者若しくは受託者の代理人が書面により同意することをいう。
- (9) 「質問」とは、不明な点に関し書面をもって問うことをいう。
- (10) 「回答」とは、質問に対し書面をもって答えることをいう。

- (11)「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者とが対等な立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (12)「提出」とは、受託者が監督員に対し、又は監督員が受託者に対し、調査業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (13)「報告」とは、受託者が監督員に対し、調査業務に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (14)「通知」とは、委託者若しくは監督員が受託者に対し、又は受託者が委託者若しくは監督員に対し、調査業務に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (15)「書面」とは、発行年月日を記載し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。なお、関係規程等で署名又は押印を不要とした書類については、署名又は押印がない場合も有効な書面として取扱うこととする。
- (16)「打合せ」とは、調査業務等を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等が web 会議を含む面談により、業務方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (17)「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し内容を確認することをいう。
- (18)「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が調査業務の完了を確認することをいう。
- (19)「検査員」とは、調査業務等の完了の検査にあたって、契約書第 30 条第 2 項の既定に基づき、検査を行う者をいう。
- (20)「照査技術者」とは、標準仕様書（付属資料に示す主任技術者及び照査技術者資格表）及び特記仕様書に定めた資格を有する者で契約の履行に関し、技術上の照査をつかさどる者で、契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき受託者が定め、委託者に通知した者をいう。
- (21)「修補」とは、委託者が受託者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受託者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (22)「協力者」とは、受託者が調査業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- (23)「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者をいう。
- (24)「担当技術者」とは、調査業務等の履行について主任技術者のもとで業務を担当する者で、受託者が定め、委託者に通知した者をいう。
- (25)「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該調査に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は委託者が承諾した者をいう。
- (26)「天災等」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落

盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象をいう。

(27)「機密情報」とは、都が機密を要する旨を指定して提示した情報及び都からの貸与品等に含まれる情報をいう。ただし、都からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、都から受注者に提示した後に受注者の責によらないで公知となった情報、及び都と受注者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

(28)「J I S 規格」とは、日本産業規格をいう。また、設計図書の J I S 製品記号は、J I S の国際単位系 (S I) 移行 (以下「新 J I S」という。)に伴い、すべて新 J I S の製品記号としているが、旧 J I S に対応した材料を使用する場合は、旧 J I S 製品記号に読み替えて使用できるものとする。

(29)「J G S 規格」とは、地盤工学会基準をいう。

(30)「S I 単位」とは、国際単位系をいう。

1. 1. 3

監 督 員

(1) 委託者は、受託者の調査業務を監理する監督員を定め、受託者に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。

(2) 監督員は、委託者から特に委任されたもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

ア 調査業務の履行についての受託者又は受託者の代理人に対する指示、承諾、協議、回答等

イ 調査業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合、その他契約の履行状況の監督

(3) 監督員は、総括監督員、主任監督員及び担当監督員とし、受託者が行う監督員に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、担当監督員に対して行うものとする。ただし、担当監督員が不在又は欠けた場合は主任監督員に対して行い、主任監督員も不在又は欠けた場合は総括監督員に対して行うものとする。

(4) 監督員が行う受託者に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、いずれの監督員も受託者に対して行うことができる。

(5) 委託者は、契約に基づいて、監督員に委託者の権限の一部を委任したときは、委任した権限の内容を受託者に通知するものとする。

(6) 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合、監督員が受託者に対し口頭による指示を行った場合には、受託者はその指示等に従うものとする。監督員は、その指示等を行った後速やかに書面で受託者にその内容を通知するものとする。

1. 1. 4

代理人及び主任技術者

- (1) 受託者は、調査業務における代理人及び主任技術者を定め、委託者に通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。
- (2) 代理人は、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。
- (3) 前項の規定にかかわらず、受託者は自己の有する権限のうち、代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限を委託者に通知しなければならない。
- (4) 主任技術者は、契約図書等に基づき、契約上の権限の行使又は義務の履行に関する技術上の管理を行う者をいう。
- (5) 主任技術者は、調査業務等の履行に当たり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）あるいは業務に該当する部門）又は付属資料に示す「主任技術者及び照査技術者資格表」の資格を有する技術者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、シビルコンサルティングマネージャ（RCCM、業務に該当する部門）であり、日本語に堪能でなければならない。
- (6) 主任技術者は、1. 1. 5 照査技術者及び照査の実施、第4項に規定する照査の確認を行わなければならない。
- (7) 主任技術者は、監督員が指示する関連のある調査業務等がある場合、その受託者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を円滑に実施しなければならない。
- (8) 主任技術者は、野外における調査に際しては、使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受託者が行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、調査が適正に行われるよう管理・監督しなければならない。
- (9) 代理人は、主任技術者を兼ねることができる。
- (10) 主任技術者は、原則として変更できない。
ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受託者は委託者の承諾を得なければならない。

1. 1. 5

照査技術者及び照査の実施

- (1) 委託者が設計図書において定める場合は、受託者は、業務における照査技術者を定め委託者に通知するものとする。
- (2) 照査技術者は、照査に関する事項を定め、これを業務計画書に記載しなければならない。
- (3) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）あるいは業務に該当する部門）、又は付属資料に示す「主任技術者及び照査

技術者資格表」の資格(国土交通省登録技術者資格を含む)を有する技術者、又は APEC エンジニア(業務に該当する分野)、又は土木学会土木技術者(特別上級、上級、1 級)、又は博士(工学)あるいはこれと同等の能力と経験を有する技術者で日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)である者とする。

(4) 照査技術者は、設計図書に定めがある場合又は監督員の指示する業務の節目ごとにその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。

(5) 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の署名押印の上、主任技術者に提出するものとする。

(6) 照査技術者は、主任技術者を兼ねることができない。

(7) 照査技術者は、原則として変更できない。

ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受託者は委託者の承諾を得なければならない。

1. 1. 6

担 当 技 術 者

(1) 受託者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする(主任技術者と兼務するものを除く)。

(2) 担当技術者は、設計図書に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

(3) 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。

(4) 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

1. 1. 7

提 出 書 類

(1) 受託者は、「受注者等提出書類基準・同実施細目(東京都港湾局)」により、関係書類を委託者に遅滞なく提出しなければならない。

(2) 受託者が委託者に提出する書類で様式を定めていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

1. 1. 8

打 合 せ 等

(1) 調査業務の実施に当たり、適正かつ円滑に実施するために主任技術者と監督員は常に緊密な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。受託者は、その都度、その内容を打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、連絡・確認は積極的に電子メール等を活用し、

1. 1. 9

疑義

確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

(2) 調査業務の着手時及び調査業務の区切りにおいて、主任技術者と監督員は打合せを行うものとする。受託者は、その都度、その結果を打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

(3) 監督員及び受託者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

(4) 監督員と主任技術者による打合せは、テレビ・WEB会議を活用するものとし、事前に監督員と協議のうえ、決定する。なお、打合せ方法に変更が生じた場合についても、都度監督員と協議のうえ、変更できるものとする。機器・機材（パソコン、モニター、プロジェクター等）及びインターネット通信は委託者と受託者の双方で準備するものとし、使用するアプリケーションは委託者と受託者の協議で決定する。受託者は、打ち合わせの都度、その内容を書面（打合せ記録簿）に記載し、相互に確認するものとする。

受託者は、仕様書に定めのない事項について疑義を生じた場合は、速やかに委託者と協議し明確にするものとする。

1. 1. 10

資料の貸与、返還及び収集

(1) 受託者は、業務に必要な資料を自らの費用で備えるものとする。

ただし、委託者は、設計図書に定められた図書及びその他関係資料を受託者に貸与することができる。

(2) 受託者は、貸与された図書及び資料等を必要としなくなった場合は、直ちに返還しなければならない。

(3) 受託者は、貸与された図書及び資料等を丁寧に扱い、損傷を与えてはならない。

万一、損傷を与えた場合は、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。

(4) 受託者は、設計図書に定める守秘義務の必要な資料を複写してはならない。

1. 1. 11

関係官公庁その他への手 続

- (1) 受託者は、調査業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとする。
- (2) 受託者が関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し、協議するものとする。

1. 1. 12

関連法令及び条例の遵守

受託者は、調査業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

1. 1. 13

調 査 の 中 止

- (1) 契約書第19条第1項の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、受託者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要と認める期間、調査の全部又は一部の施行について、中止を命じることができる。
 - ア 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - イ 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、当該業務の続行を不相当と認めた場合
 - ウ 環境問題等の発生により調査の続行が不相当又は不可能となった場合
 - エ 天災等により調査の対象箇所の状態が変動した場合
 - オ 第三者及びその財産、受託者並びに監督員の安全確保のため、必要があると認める場合
- (2) 委託者は、受託者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等で監督員が必要と認めた場合には、調査業務の全部又は一部の施行について、一時中止を命じることができる。
- (3) 前第2項の場合において、受託者は調査業務の現場の保全等については、監督員の指示に従わなければならない。

1. 1. 14

住民等に対する広報等

- (1) 地元関係者への説明、交渉等は、受託者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受託者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受託者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- (2) 受託者は、調査業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- (3) 受託者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受託者が行う

1. 1. 15

調査用設備に必要な土地、水面等

べき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

(4) 受託者は、調査業務の実施中に委託者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。

(5) 受託者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。

なお、変更に要する期間及び経費は、委託者と協議のうえ定めるものとする。

1. 1. 16

身分証明書

受託者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ名簿を添えて身分証明書交付願いを委託者に提出するものとし、委託者は、身分証明書を発行するものとする。

なお、調査完了後は身分証明書を速やかに返還しなければならない。

1. 1. 17

土地への立ち入り等

(1) 受託者は、調査業務を実施するために国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、関係者と十分な協調を保ち、調査業務が円満に進捗するよう努めなければならない。

なお、やむを得ない理由により、現地への立入りが不可能となった場合には、直ちに監督員に報告し、協議しなければならない。

(2) 前第1項の立入りをを行う場合は、受託者は、本都発行の身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(3) 受託者は、調査業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、所有者の許可を得るものとする。

(4) 特記仕様書に定めのある場合を除き、借地料、伐採その他の補償は受託者において行うものとする。

1. 1. 18

部分使用

(1) 委託者は、設計図書に定めがある場合は、受託者に対し部分使用を請求することができるものとする。

1. 1. 19
再 委 託

なお、その他特に必要と認められた場合は、受託者と協議し請求するものとする。

(2) 受託者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を委託者に提出するものとする。

(1) 契約書第6条に定める「主要部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受託者は、これを再委託することはできないものとする。

ア 調査業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断

イ 解析業務における手法の決定及び技術的判断

(2) 受託者は、コピー、パソコンでの文書作成、印刷、製本、トレース、資料整理、模型製作等の簡易な業務を再委託する場合、委託者の承諾を必要としないものとする。

(3) 受託者は、第1項及び第2項に規定する業務以外を再委託する場合、委託者の承諾を得るものとする。

(4) 受託者は、調査業務等を再委託する場合、書面により協力者との契約関係を明確にするものとする。また、協力者に対し調査業務等の実施について適切な指導、管理するものとする。

なお、協力者が東京都の競争入札参加有資格者である場合は、東京都の指名停止期間中でないものとする。

(5) 受託者は、前第4項に規定する調査業務を再委託する場合は、協力者の調査業務執行体制、経歴等の概要を監督員に提出しなければならない。

1. 1. 20
基 準 面

(1) 水準点の標高は、設計図書に定める場合を除き、原則としてA. P. (荒川工事基準面) を用いるものとする。

(2) 島しょの工事基準面は、監督員の指示によるものとする。

第2節 着 手

1. 2. 1
業 務 の 着 手

(1) 受託者は、設計図書に定めがある場合を除き、契約確定の日以降速やかに調査に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が調査業務の実施のため、監督員との打合わせ又は現地踏査を開始することをいう。

(2) 受託者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務

1. 2. 2

現 場 指 揮

については、テクリスに基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえで、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。なお、受託者が公益法人の場合はこの限りではない。

- (1) 受託者は、契約の履行に当たり、調査等の目的を十分理解したうえで、適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分発揮しなければならない。
- (2) 受託者は常に現場にあって調査に関する一切の事項を管理しなければならない。

1. 2. 3

標 識 の 設 置

受託者は、調査場所に広報板、迂回案内板等の設計図書に定めのあるもののほか、必要に応じて、調査件名・場所・期間、委託者名、受託者の社名連絡先等を記載した表示板を通行者が容易に確認できる場所に設置するものとする。

1. 2. 4

調 査 の P R

受託者は、調査業務を円滑に進行させるため、調査内容の周知を図るなどPR活動に必要な措置を講じなければならない。

第3節 調査施行の適正化

1. 3. 1

業 務 計 画 書

- (1) 受託者は、契約後速やかに調査実施に必要な業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

また、受託者は、業務計画書を遵守し作業に当たらなければならない。

- (2) 受託者は、業務計画書に次の事項について記載しなければならない。

なお、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には追記するものとする。

ア 業務概要

イ 実施方針（セキュリティに関する対策を含む）
ウ 業務工程表
エ 業務組織計画
オ 打合わせ計画
カ 成果物の内容、部数
キ 使用する主な基準及び図書
ク 連絡体制（緊急時含む）
ケ 記録写真撮影計画
コ 安全管理
サ 精度管理
シ 使用する主な機械
ス 仮設備計画
セ 施設（検潮所、試験室等）
ソ 建設副産物対策関連書類（該当する場合）
タ その他

（３）イ 実施方針又は タ その他には、1.5.6 個人情報の取扱い、1.5.8 機密情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。

また、土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。

なお、受託者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。

（４）受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度、監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。

（５）監督員が指示した事項については、受託者はさらに詳細な業務計画に係わる資料を提出しなければならない。

1. 3. 2

工 程 管 理

（１）受託者は、業務工程表の重要な内容を変更する場合、その都度、当該業務の着手前に変更する事項を記載した変更実施計画書を監督員に提出するものとする。

（２）業務工程表について監督員が特に指示した場合は、更に細部の実施工程表を提出しなければならない。

（３）設計図書で特に時期を定められた箇所については、監督員と事前に協議し、工程の進捗を図らなければならない。

1. 3. 3

調査用機械器具等

調査用の機械器具及び仮設物等は、各調査、試験に適するものを使用するものとする。ただし、監督員が不適当と認めたときは、監督員の指示に従わなければならない。

1. 3. 4

調査関係書類の常備

受託者は、調査業務に関する作業日報等関係書類を備え、随時監督員が点検できるよう整理しておかなければならない。

1. 3. 5

試験結果等の整理

各種の調査及び試験結果及び監督員の承諾事項等は、正確に記録して監督員の指示により提出できるよう整理しておかなければならない。

1. 3. 6

調査記録写真

受託者は、別途定めのある「工事記録写真撮影基準」を参考に適宜、調査状況写真を撮影して、調査完了の際に提出するものとする。

1. 3. 7

使用材料の品質

受託者は、調査業務に使用する材料の品質及び規格等については、設計図書の定めによるほか、委託者が別途定めのある「土木材料仕様書」によるものとする。

1. 3. 8

業務管理

- (1) 受託者は、当該業務の現場と隣接又は区域を同じくする他の調査設計業務又は工事と、常に相互協調して業務を行うものとする。
- (2) 受託者は、調査業務に関連して独自に試験研究を行う場合、監督員に具体的な試験研究項目、内容並びに成果の発表方法について事前に承諾を得るものとする。
- (3) 受託者は、潜水業務を伴う場合、「港湾工事等潜水作業従事者配置要領」により潜水土を配置するものとする。
- (4) 受託者は、調査業務が完了した場合、調査業務のために設置した施設、機器等をすみやかに撤去するものとする。

第4節 安全管理

1. 4. 1

一般事項

- (1) 受託者は、港湾工事安全施工指針（改訂7版）（平成28年3月）、土木

工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課令和４年２月）、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第４９６号令和元年９月２日）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課、総合政策局建設施工企画課長通達、平成１７年３月）を参考にして常に調査の安全に留意して現場管理を行い、事故及び災害の防止を図らなければならない。

（２）受託者は、調査業務における作業の安全確保のため、次の事項を行うものとする。

ア 気象・海象状況等に関して、常時注意を払うものとする。

イ 作業時に危険を予知した場合は、直ちに作業を中止し、協力者等を安全な場所に避難させるものとする。

（３）異常箇所の点検、原因の調査等を行う場合は、二次災害防止のための応急措置を行った後、注意して行うものとする。

（４）受託者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に、火気の使用を禁止する旨の表示を行う等、適切な措置を講じるものとする。

1. 4. 2

交通及び保安上の措置

受託者は、調査業務の実施に際しては、調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両、通行船舶等の第三者の安全を確保すること。また、調査作業中、水陸交通の妨害となる行為その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 受託者は、公衆の生命、身体及び財産に関する危害、迷惑を防止するため必要な措置を講じなければならない。

イ 受託者は、常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

ウ 受託者は、作業中に機雷、爆弾等の爆発物を発見又は拾得した場合、監督員及び関係官公庁へ直ちに通知し、指示を受けるものとする。

1. 4. 3

事故防止

（１）受託者は、調査業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう作業員等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

（２）受託者は、調査業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。

（３）受託者は、調査業務の実施にあたり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

ア 受託者は、調査業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。
なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。

1. 4. 4

環境対策

- イ 受託者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- (4) 受託者は、調査業務の実施にあたって、次の事項を守り交通及び保安上十分な注意をはらわなければならない。
 - ア 関係官公署の指示事項を遵守し十分な措置を講じるとともに、特に必要に応じて、交通安全要員等を配置するなどして保安上配慮するものとする。
 - イ 調査実施のため交通若しくは航行を禁止又は制限する必要があるときは、監督員と協議し、関係官公署の許可を得たうえで必要な箇所に指定の表示を行うものとする。
 - ウ 調査用作業船等が、船舶の輻輳している区域を航行する場合や作業区域への船舶の進入が予想される場合等、航行船舶に十分注意し、見張り等を強化するなど事故防止に努めなければならない。
- (5) 調査実施中に事故等が発生したときは、応急措置等所定の措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過並びに事故による被害の内容等について遅滞なく監督員に報告すること。また監督員から指示する様式により事故報告書を速やかに提出しなければならない。

1. 4. 5

現場の整理整頓

- (1) 受託者は、調査実施中、機械器具、不用土砂等を交通及び保安上の障害とならないように使用の都度整理し、又は現場外に搬出し現場内は常に整理整頓をしておかなければならない。
- (2) 現場発生材は、監督員の指示に基づき、所定の場所に運搬及び整理を行

い監督員の確認を受けなければならない。

第5節 完 了

1. 5. 1

跡 片 付 け

受託者は、調査完了に際して、その責任と費用負担において、一切の受託者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

1. 5. 2

成果の提出及び検査

- (1) 受託者は、調査業務が完了したときは、成果物を委託完了届とともに提出し、完了検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系(SI)とする。
- (3) 受託者は、完了検査及び必要に応じて実施する部分検査に際して成果物及びその他関係資料を整えておくものとし、代理人及び主任技術者を検査に立ち合わせなければならない。
- (4) 受託者は、設計図書に定めがある場合又は監督員の指示する場合においては、履行期間途中においても成果物の部分提出を行うものとする。
- (5) 委託者は調査業務等の検査に先立って受託者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受託者の負担とする。

1. 5. 3

修 補

- (1) 受託者は、調査業務が完了した後、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、速やかに修補を行うものとする。
- (2) 委託者は、修補の期限を定めて指示できるものとする。

1. 5. 4

著作権の譲渡等

- (1) 受託者は、業務上、特許権等の工業所有権の対象となる発明又は考案をした場合、委託者に書面をもって通知するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、委託者と協議するものとする。
- (2) この場合、権利を取得するための手続き、権利の帰属等に関する事項については、委託者、受託者で協議して決定するものとする。
- (3) 受託者は、著作権、特許権等を使用する場合、特記仕様書に特許権等の

対象である旨の明示がなく、その使用に関する費用負担を契約書第 12 条に基づき委託者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に委託者の承諾を得るものとする。

1. 5. 5

秘密の保持

- (1) 受託者は、調査業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、当該業務の成果(業務処理の過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- (3) 受託者は、当該業務に関して委託者から貸与された情報、その他知り得た情報を「1.3.1 業務計画書」に示す業務計画書の業務組織表に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- (4) 受託者は、当該業務に関して委託者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他人に漏らしてはならない。
- (5) 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、委託者の許可なく複製・転送等しないこと。
- (6) 受託者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料(書面、電子媒体)について、委託者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- (7) 受託者は、当該業務の遂行において貸与された委託者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに委託者に報告するものとする。

1. 5. 6

個人情報の取扱い

(1) 基本的事項

受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 秘密の保持

受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(3) 取得の制限

受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

(4) 利用及び提供の制限

受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(5) 複写等の禁止

受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(6) 再委託の禁止

受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、他人にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、再委託に関する委託者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受託者において必要な措置を講ずるものとする。

(7) 事案発生時における報告

受託者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、適切な措置を講じなければならない。

なお、委託者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(8) 資料等の返却等

受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに委託者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、委託者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

(9) 管理の確認等

委託者は、受託者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、委託者は必要と認めるときは、受託者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

(10) 管理体制の整備

受託者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

1. 5. 7

環境により良い自動車利用

(11) 従事者への周知

受託者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

調査業務等の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素炭化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車の利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

1. 5. 8

機密情報流出防止対策の強化

- (1) 受託者は、本業務の履行に関する全ての機密情報について適切な流出防止対策をとり、業務計画書に流出防止策を記載するものとする。
- (2) 受託者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び委託者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受託者は、委託者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

ア 受託者は、受託者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員(以下「社員等」という。)に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

イ 受託者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

ウ 託者は、委託者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関

する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受託者は、本業務の履行に関し委託者から提供を受けた行政情報（委託者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において委託者から返還を求められた場合、速やかに直接委託者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

ア 受託者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、業務計画書に記載するものとする。

イ 受託者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

(ア) 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

(イ) 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

(ウ) 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受託者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

ア 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

イ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ウ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

エ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

オ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

ア 受託者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに委託者に届け出るものとする。

イ この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

(3) 委託者は、受託者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

1. 5. 9

建設副産物等の処理

(1) 受託者は調査業務に伴い副次的に得られた建設廃棄物や建設発生土等（以下「建設副産物」という。）の対策について、関係法令を遵守するとともに、以下の要綱、指針等に基づき、発生抑制、再使用、再生利用及び

1. 5. 10
保険加入の義務

適正処理の確保等に努めなければならない。

ア 建設副産物適正処理推進要綱（平成 14 年 5 月 30 日付け国土交通事務次官通達）

イ 建設廃棄物処理指針（平成 23 年 3 月 30 日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）

ウ 東京都建設リサイクルガイドライン

エ 東京都建設泥土リサイクル指針

（2）受託者は、建設副産物の処理に当たっては、現場内において、ふるい分け等により極力分別し、建設発生土、コンクリート塊、アスコン塊、木材、その他の廃棄物等に仕分けした上、再利用及び適正処理を行なわなければならない。

（3）受託者は、調査の実施に伴い発生する伐採材、伐根材、剪定枝葉等については、民間再資源化施設での再利用を図るなど、再資源化に努めなければならない。

（1）受託者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

（2）受託者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第2章 地表地質調査及びボーリング調査

第1節 一般事項

2. 1. 1

適用の範囲

本節は、地表地質調査、ボーリング、サンプリング及び試験に関する一般事項を取り扱うものとする。

2. 1. 2

調査の実施

調査の種類、数量及び調査箇所は、設計図書の定めによるものとする。

2. 1. 3

土質の分類

土質の分類は、地盤工学会「JGS 0051-2020 地盤材料の工学的分類方法」によるものとする。

2. 1. 4

準拠すべき図書

(1) 地盤調査は、次の図書に準拠して施行するものとする。

また、次の図書以外のものに準拠する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けるものとする。

番 号	名 称	摘 要
1	地盤調査の方法と解説	地盤工学会
2	土質試験の方法と解説	〃
3	日本産業規格（JIS）	経済産業省
4	地盤工学会基準（JGS）	地盤工学会
5	ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 社会基盤情報標準化委員会
6	水準基標測量成果表	東京都港湾局 HP に掲載

2. 1. 5

調査の進め方

(1) 調査は、設計図書に基づき実施するものとする。また、設計図書に試験位置及び資料採取位置等詳細についての記載がない場合は監督員の指示を受けるものとする。

(2) 受託者は、施行前に設計図書に基づき調査箇所の現地調査を行い位置を確認し、調査位置付近に障害物等があった場合は監督員に報告し、協議するものとする。

(3) 受託者は調査目的を理解し、調査の途中において、地質の状況により、深

度、試験位置及び数量等の変更が予想される場合は速やかに監督員に報告し、協議するものとする。

(4) 受託者は、試験後直ちに資料を整理し、試験に誤りがないかを確認しなければならない。

(5) 受託者は、調査で地下埋設物（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他）が予想される場合は、監督員に報告し関係機関と協議のうえ現場立ち会いを行い、位置・規模・構造等を確認するものとする。

(6) 調査用仮設物は、図面及び特記仕様書に指定されたものを除き、受託者の責任において行うものとする。

第2節 地表地質調査

2. 2. 1

—

般

地表地質調査は、地質に関する既存資料の収集及び地形図をもとに現地に露頭している岩石や地層の性状を観察し、調査対象区域の地層分布や地質構造、さらに地山の安定性、地表水・地下水の状況などの広範な地質に関する諸情報を把握することを目的とする。

2. 2. 2

調

査

(1) 調査準備

業務目的を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成するとともに、調査用基図の調整、3次元点群データ等入手の手続きを行う。

(2) 既存資料調査

対象地域の地形・地質・地表水・地下水・被災履歴・変状履歴・工事履歴等に関する既存資料を収集・整理する。

(3) 地形判読

3次元点群データから作成した詳細地形図や空中写真を用いて、地域周辺の地形や現況の確認および人工改変履歴等を判読するものとする。

(4) 現地確認

既存資料および地形判読で得られた情報および対象地域の露頭や既存構造物の変状状況等を現地にて確認、観察するものとする。露頭調査では、岩石の種類、地層の傾斜・走向、断層・節理などの地質構造、風化・劣化状況などを地形図にとりまとめるものとする。既存構造物の劣化状況や周辺の地盤変状状況についても同様にとりまとめるものとする。

(5) 受託者は、調査平面図および土層断面図の作成を次のとおり作成しなければならない。

2. 3. 1

一般

- ア 調査の進展に合わせて、現地で確認した項目など必要事項を地形図等に転記し、調査平面図を作成する。
- イ 土層断面図の縮尺は、地質構造が確認できる適切な縮尺とする。縦横比が変倍になる場合は、断面図中に縮尺記号を明記するものとする。
- ウ 地質境界線及び地質構造を推定する場合は、既存の資料を検討のうえ、適正な推定を行わなければならない。
- エ 土層断面図の位置、方向、深さは、監督員の承諾を受けて決定し、調査平面図上に明示する。

第3節 ボーリング

2. 3. 2

機械ボーリング

ボーリングは、主として土質及び岩質を調査し、地質構造や地下水位を確認するとともに、必要に応じて試料を採取し、あわせて原位置試験を実施するために行う。

ボーリング機械は、回転式ボーリング機械を使用するものとし、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力を持つものでなければならない。

(1) ボーリング位置、深度及び数量

- ア ボーリングの位置・方向・深度・孔径及び数量については設計図書によるものとする。
- イ 調査位置は、所定の水準点を用いて測量し、平面位置、標高を明らかにしておかななければならない。
- ウ 現地におけるボーリング位置の決定は、原則として監督員の立会のうえ行うものとする。また、後日調査位置を確認できるようにしなければならない。

(2) 仮設

- ア 受託者は、作業の安全及び調査精度を確保できる構造のボーリング作業用足場を用いなければならない。
- イ 海上に足場を設置する場合は、その存置期間中、必要な標識を設置するものとする。

(3) 掘進

- ア 掘進は地下水位の確認ができる深さまで原則として無水掘りとする。
- イ 孔口はケーシングパイプ又はドライブパイプで保護するものとする。
- ウ 崩壊性の地層に遭遇して掘進が不可能になる恐れがある場合は、泥水の使用もしくはケーシングパイプの挿入により孔壁の崩壊を防止しなく

てはならない。

エ 原位置試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく除去するものとする。

オ 掘進中は掘進速度、湧水・逸水量、スライムの状況等に注意し、変化の状況を記録しなければならない。

カ 未固結土で乱れの少ない試料採取を行う場合には、土質及び締まり具合に応じたサンプラーを用い、採取率を高めるように努めなければならない。

キ 孔内水位は、毎作業日の作業開始前に観測し、観測日時を明らかにしておかなければならない。

ク 岩盤ボーリングを行う場合は、原則としてダブルコアチューブを用いるものとし、コアチューブの種類は岩質に応じて適宜使い分けるものとする。

ケ コアチューブはコアの採取毎に水洗いして、残渣を完全に除去しなければならない。

コ 掘進中は孔曲がりのないように留意し岩質、割れ目、断層破碎帯、湧水漏水等に十分注意しなければならない。

特に、湧水については、その量のほか、必要があれば水位（被圧水頭）を測定するものとする。

サ 試料を採取するオールコアボーリング※１の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。試料を採取しない場合はノンコアボーリング※２を行うこととする。ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特記仕様書による。

※１ オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱（コア箱）に納め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。

※２ ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング（採取試料の土質試験）等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。

シ 受託者は、使用した泥水及び残土等について、あらかじめ適切な処分地を確保するとともに「東京都建設リサイクルガイドライン」に準拠し、不法投棄等第三者に損害を与えることのないよう、責任をもって処分しなければならない。

（４）地下水位の測定

ボーリング終了後の地下水位の測定は、ベントナイトなどの孔内の付着物を洗浄し、水位が恒常状態になってから想定するものとする。なお、測定回数、日数については、監督員と協議するものとする。

(5) ボーリング孔の閉塞

調査完了後のボーリング孔は、設計図書の定め又は監督員の指示がある場合を除き、発生土、購入砂又はセメントミルクなどの充填材により孔底から孔口まで確実に埋め戻さなければならない。また、原則として、地表面は原形に復旧しなければならない。ただし、原形復旧が困難な場合、受託者は、監督員と協議しなければならない。

(6) 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

ア 調査位置案内図、調査位置平面図、ボーリング柱状図、土質又は地質断面図（着色を含む）

イ ボーリング柱状図は、作業時の記録及びコアの観察によって得た事項を、「ボーリング柱状図作成およびボーリングコア取扱い・保管要領（案）・同解説」に従い整理するものとする。

ウ オールコアボーリングによりコアを採取する場合は、採取したコアを試料箱（コア箱）に収納し、調査件名、孔番号、深度等を記入し提出しなければならない。なお、未固結の試料は、1 mごと又は土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。

エ コア写真は、調査件名、孔番号、深度等を明示して撮影（カラー）し、整理するものとする。

(7) その他

採取方法及び採取深度を決定するために行う先行ボーリングを実施する場合は、特記仕様書による。

2. 3. 3

オーガーボーリング

(1) オーガーボーリングは、比較的浅い土の地盤で連続的に代表的な資料を採取して、地盤の成層状態や土質の分類を行い、かつ地下水位を確認することを目的とする。

(2) 掘削はハンドオーガータイプによることを原則とするが、機械使用の場合は掘削深度に応じたものを用いるものとする。

(3) ボーリング位置・深さ

ア ボーリングの位置・深さ・孔径及び数量については、設計図書によるものとする。

イ 現地におけるボーリング位置の決定は、原則として監督員の立会のうえ行うものとする。

(4) 掘進

ア 掘進は土質に応じたオーガーを用いるものとする。

イ 試料の採取は、掘進30cmにつき1個を標準とし、土質の変化するごとに採取すること。ただし、特に地層の変化の著しい場合は、監督員の指

2. 3. 4 検 尺

示を受けるものとする。

ウ 掘進中地下水の浸出があったときは、その水位を記録するものとする。

エ 掘進長の確認方法については、あらかじめ監督員と協議しておくものとする。

(5) ボーリング孔の閉塞

調査完了後のボーリング孔は、設計図書の定め又は監督員の指示がある場合を除き、発生土、購入砂又はセメントミルクなどの充填材により孔底から孔口まで確実に埋め戻さなければならない。

また、原則として、地表面は原形に復旧しなければならない。ただし、原形復旧が困難な場合、受託者は、監督員と協議しなければならない。

(6) 成果物

成果物は次のものを提出するものとする。

ア 調査位置案内図、調査位置平面図、オーガーボーリング柱状図、土質又は地質断面図（着色を含む）

イ 作業時の記録及び観察によって得た事項は、オーガーボーリング柱状図に整理し報告するものとする。

ウ 採取した試料のうち、各地層を代表するものの一部を試料ビンに入れ標本箱に収め提出するものとする。

(1) 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、監督員と協議するものとする。

(2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督員が立会もしくは遠隔臨場のうえ、ロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。

第4節 サンプルング

2. 4. 1 乱れの少ない試料の 採取

(1) 一般事項

ア 乱れの少ない試料のサンプルングは、室内力学試験に供する試料を、現位置における性状の乱れが少ない状態で採取することを目的とする。

イ シンウォールサンプルングは、軟弱な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、「JGS 1221-2012 固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土試料の採取方法」によるものとする。

ウ デニソンサンプルングは、中程度の硬質な粘性土の試料を採取するも

ので、採取方法及び器具については、「JGS 1222-2012 ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法」によるものとする。

エ トリプルサンプリングは、硬質の粘性土、砂質土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、「JGS 1223-2012 ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法」によるものとする。

オ 受託者は、サンプラーを孔底に降ろし、試料採取深さが削孔した深さと一致することを確認しなければならない。

なお、孔低深さが5 cm以上浅い場合は、規定の深さまで掘直しを行うものとする。

カ 受託者は、乱れの少ない試料の採取を1.5mごとに行わなければならない。

ただし、図面及び特記仕様書に定めのある場合は、それに従うものとする。

(2) 軟らかい粘性土の試料採取

ア 受託者は、軟らかい粘性土の乱れの少ない試料を採取する場合は、「JIS A 1232:2023 固定ピストン式サンプラーによる土試料の採取方法」に示された水圧式サンプラー（単圧型（ロッキング装置あり、ロッキング装置なし）、倍圧型）又はエクステンションロッド式サンプラーを用いなければならない。

イ 受託者は、その他のサンプラーによりサンプリングを行う場合、特記仕様書に定める材質及び諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブ又はライナーを用いなければならない。

ウ 受託者は、固定ピストン式サンプラーを用いたサンプリングを行う場合「表2-1 サンプリングチューブの形状」及び「図2-1 サンプリングチューブの寸法」に定める諸元を有する引き抜き管のサンプリングチューブを用いなければならない。

表2-1 サンプリングチューブの寸法

内径 mm	47.5～75.5
肉厚 mm	1.5～2.0
刃先肉厚 mm	0.2±0.05
刃先角度 °	6±1
長さ mm	600～1000
扁平度 mm	$D_{e(max)} - D_{e(min)} < 1.5$ 注記 $D_{e(max)}$ 及び $D_{e(min)}$ は、それぞれ任意のサンプリングチューブ横断面における最大外径と最小外径とする。

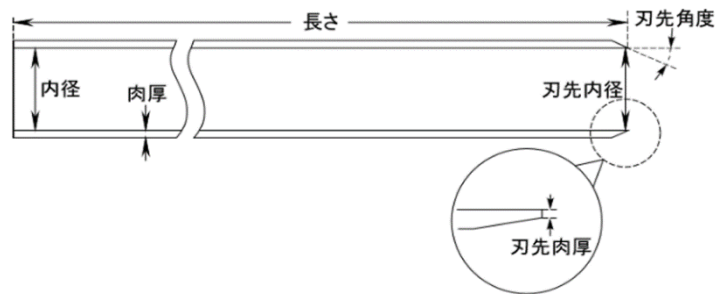


図2-1 サンプルングチューブの形状

エ 受託者は、水圧式の場合、ボーリングロッドをスピンドルチャック等によりピストンを完全固定しなければならない。また、エクステンションロッド式の場合には、チェーン、ターンバックル等の伸びのないものによりピストンを完全固定しなければならない。

オ 受託者は、軟らかい粘性土の試料採取に当たっては、一様の速さで連続的に素早くサンプラーを押し込まなければならない。

なお、押し込み量は、サンプルングチューブ全長の80%を目標とするものとする。

カ 受託者は、サンプラー押し込み後、直ちに回転させないように引き上げなければならない。

(3) 硬い粘性土、砂質土、砂の試料採取

ア 受注者は、土質及び調査目的により「JGS1222-2024 ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法」、「JGS1223-2024 ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法」及び「JGS1224-2024 ロータリー式スリーブ内蔵二重管サンプラーによる試料の採取方法」に示されたサンプラーのいずれかにより硬い粘性土、砂質土及び砂の乱れの少ない試料を採取しなければならない。

ただし、特記仕様書に定めのある場合は、それに従わなければならない。

イ 受託者は、乱れの少ない試料の採取を1.5mごとに行わなければならない。

ただし、図面及び特記仕様書に定めのある場合は、それに従うものとする。

ウ 受託者は、サンプルングチューブを反復使用してはならない。

- エ 受託者は、地盤の硬軟に応じた適切な圧力と速度で連続してサンプラーを押し込まなければならない。
- なお、押し込み量はサンプリングチューブの有効採取長以上にならないようにしなければならない。
- オ 受託者は、「JGS1222-2012 ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法」、「JGS1223-2012 ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法」及び「JGS1224-2012 ロータリー式スリーブ内蔵二重管サンプラーによる試料の採取方法」に定める諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブを用いなければならない。
- カ 受託者は、その他のサンプラーによるサンプリングを行う場合、特記仕様書に定める材質及び諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブを用いなければならない。
- キ 受託者は、採取した硬い粘性土試料に 1. 軟らかい粘性土の試料採取(10)から(14)を適用し、取り扱わなければならない。ただし、砂質土、砂試料については、特記仕様書の定めによるものとする。
- ク その他、目的に応じた試料の採取を行う場合は、監督員の指示に従い適切に実施するものとする

2. 4. 2

試 料 の シ ー ル

- (1) 受託者は、振動を与えないようにサンプラーを解体しなければならない。
また、ピストンの引抜きは、通気しながら徐々に行うものとする。
- (2) 受託者は、試料採取後、直ちに次に掲げる事項をサンプリングチューブに直接記入しなければならない。

- ア 件 名
- イ ボーリング孔番号
- ウ 同一孔内の試料採取の順位
- エ 試料採取深さ
- オ 試料採取年月日
- カ 試料回収比（試料長／押込長）

(試料番号記入例)

頭 部	件 名： K12 - 5	12. 75m ~ 13. 55m	L=80/80	刃 先
	(ア) (イ) (ウ)	(エ)	(カ)	
		H. 1 1 - 7 - 2 7		
		(オ)		

2. 4. 3

乱れの少ない試料の 取り扱い

- (3) 受託者は、試料採取後に試料の移動及び状態が変化しないように直ちにパラフィンシール〔パラフィン 100 に対して松脂 3 の割合（重量比）〕を行わなければならない。
- (4) 受託者は、サンプラー内面の土や水分を拭き取り、刃先部を 1. 5cm 以上、頭部を 3cm 以上の厚さでシールしなければならない。
ただし、砂質土、砂試料については、設計図書の定めによるものとする。
- (5) 受託者は、シール後にサンプリングチューブの両端にキャップを付してテープ等により目封じを行わなければならない。

2. 4. 4

岩盤試料の採取

- (1) 受託者は、採取した試料に振動、衝撃及び極端な温度変化を与えないよう取り扱いに注意しなければならない。
ただし、凍結などが必要な場合は、監督員と協議するものとする。
- (2) 受託者は採取した試料を速やかに所定の試験室に運搬するものとする。
- (3) 受託者は、採取した試料を運搬する際には、衝撃及び振動を与えないようにフォームラバー等の防護物を配し、静かに運搬するものとする。
- (4) 成果物は次のものを提出するものとする。
 - ア 採取位置、採取深さ、採取長等
 - イ 採取方法

岩盤試料の採取は、第 2 章 第 7 節 調査の報告、2. 2. 7 観察試料を適用する。

第 5 節 試 験

2. 5. 1

土 質 試 験

- (1) 土質試験は、JIS 及び JGS に定める方法により行うものとする。
- (2) 受託者は、設計図書の定める試験の種類、数量及び試験条件により土質試験を行うものとする。
- (3) 受託者は、試験に先立ち監督員に土質試験場所及び試験装置の承諾を得なければならない。
- (4) 受託者は、試験室に運ばれた試料が試験結果に影響を及ぼすおそれのある変化を生じたとき、及び試験に失敗して試料の不足をきたしたときは、直ちに監督員に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 監督員は、土質試験の結果に疑義が生じた場合、又は、受託者の責に帰す場合、再試験を指示することがある。
- (6) 受託者は、土質により所定の試験が実施できない場合は、監督員の指示に

2. 5. 2

ボーリング孔を利用 した原位置試験

より中止又は試料の再採取などの措置をとるものとする。

(7) 別に規定のある場合を除き、物理的性質の試験（密度試験、粒度試験、液性限界・塑性限界試験、細粒分含有率試験、及び収縮定数試験）に用いる試料の調整は「JIS A1201：2020 地盤材料試験のための乱した土の試料調製方法」によるものとする。

やむを得ず試料の炉乾燥を行う場合は、監督員の承諾を得るものとする。

(8) 測定結果の整理は、原則として地盤工学会制定のデータシートの形式によるものとする。

(9) 測定データは原則としてグラフ、表などに整理して相互の関連、全体の傾向などを明らかにする。

ボーリング孔を利用した原位置試験は、設計図書に基づき所定の位置で行い次のとおり行うものとする。

(1) 標準貫入試験

ア 標準貫入試験は、「JIS A 1219：2023 標準貫入試験方法」によるものとする。

イ 試験の開始深度は、設計図書によるものとする。

ウ 試験は、原則として1 mごとに実施すること。ただしサンプリングする深度、本試験が影響すると考えられる原位置試験深度はこの限りではない。

エ 打込み完了後、ロッドは1回転以上してからサンプラーを静かに引き上げなければならない。

オ サンプラーの内容物は、スライムの有無を確認して採取長さを測定し、土質・色調・状態・混入物等を記録した後、保存しなければならない。

カ 試験結果及び保存用試料は、JIS A 1219 及び「ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説」に従って整理し提出するものとする。

キ 標準貫入試験により得られたN値は、原則として補正を行わないものとする。

(2) 孔内水平載荷試験

ア 受託者は、使用する試験機の種類について監督員の承諾を得るものとする。

イ 試験方法及び器具は、「JGS 1531-2012 地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験方法」、「JGS 3531-2012 地盤の物性を評価するためプレッシャーメータ試験方法」、「JGS 3532-2012 ボアホールジャッキ試験方法」によるものとする。

ウ 試験に際しては目的や地質条件等を考慮して適切な箇所を選定するも

のとする。

エ 試験に先立ち、試験装置は入念な点検とキャリブレーションを行うものとする。

オ 試験孔の孔壁は、試験精度をよくするために孔壁を乱さないように仕上げなければならない。

なお、試験に先立って試験箇所の地質条件等の確認を行うものとする。

カ 試験は掘削終了後速やかに実施しなければならない。

キ 最大圧力は試験目的や地質に応じて適宜設定するものとする。

ク 載荷パターンは試験目的、地質条件等を考慮し適切なものを選ばなければならない。

ケ 最大圧力、載荷パターン、は、地質条件等により適宜に行い、「荷重強度－変位曲線」ができるだけスムーズな形状となるように、加圧する際の測定間隔を選択しなければならない。

コ 成果物は、次のものを提出するものとする。

(ア) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値

(イ) 荷重強度－変位曲線

(ウ) 地盤の変形係数

(エ) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS 1531-2012 (地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験方法)、JGS 3531-2012 (地盤の物性を評価するためプレッシャーメータ試験方法)、JGS 3532-2012 (ボアホールジャッキ試験方法) の規定に準拠して整理するものとする。

(3) 原位置ベーンせん断試験

ア 原位置ベーンせん断試験は、土が軟弱なため乱さない試料の採取あるいは成形が不可能な場合に行うものとする。

イ 原位置ベーンせん断試験は、「JGS 1411-2012 原位置ベーンせん断試験方法」によるものとする。

ウ 受注者は、図面及び特記仕様書に定める間隔で試験を行わなければならない。

エ 成果物

(11) 調査位置平面図

(12) 土質又は地質平面図 (着色を含む)

(4) 間隙水圧

ア 間隙水圧の測定方法は、設計図書によるものとする。設計図書に記載がない場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。一般的に、砂質土及び礫質土地盤は地下水位 (平衡水位) を直接測定する方法により行うが、それ以外の地盤については、電気式間隙水圧計による間隙水圧測定を行う。

イ 電気式間隙水圧計による間隙水圧の測定方法及び装置は、「JGS 1313-2012 ボーリング孔内に設置した電気式間隙水圧計による間隙水圧の測定方法」によるものとする。

ウ 成果物は次のものを提出するものとする。

(ア) 試験位置、測定深さ

(イ) 測定日時、天候及び気温

(ウ) 測定方法及び測定装置の仕様（電気式間隙水圧計による測定では、間隙水圧計の仕様・設置方法）

(エ) 間隙水圧の経時変化曲線および間隙水圧の値

(5) 電気式コーン貫入試験

ア 受託者は、先端抵抗及び間隙水圧を測定しなければならない。

イ 電気式コーン貫入試験は、「JGS 1435-2012 電気式コーン貫入試験方法」によるものとする。

ウ 受託者は、特記仕様書の定める貫入深さまで試験を行わなければならない。

ただし、特記仕様書に定める貫入深さに達しない場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議するものとする。

(6) 検層

ア 試験方法及び装置は、「JGS 1122-2012 地盤の弾性波速度検層方法」を用い、設計図書に定める検層方法により P S 検層を行うものとする。

イ 受託者は、図面及び特記仕様書の定める間隔で測定しなければならない。

ウ 成果物は、次のものを提出するものとする。

(ア) 調査位置、測定深さ（測定区間）、測定方法

(イ) 測定波形、走時曲線、速度層の構成

エ その他の検層

受託者は、特記仕様書の定めにより、その他の検層を行わなければならない。

(7) 現場透水試験

ア 現場透水試験は、揚水又は注水時の流量や水位を測定し、地盤の原位置における透水係数及び平衡水位（地下水位）を求めることを目的とする。

イ 試験方法及び器具は、「JGS 1314-2012 単孔を利用した透水試験方法」によるものとする。なお、対象とする地盤条件によっては、「JGS 1319-2017 地下水面より上の地盤を対象とした透水試験方法」の規定に準拠することもできる。

ウ 成果物は、次のものを提出するものとする。

(ア) 調査位置、深さ、調査方法、測定値

(イ) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の「JGS 1314-2012

2. 5. 3 平板載荷試験

単孔を利用した透水試験方法」の規定に準拠して整理するものとする。なお、「JGS 1319-2017 地下水面より上の地盤を対象とした透水試験方」規定による場合は、同規定の記載方法に準拠するものとする。

(8) その他の原位置試験

受託者は、設計図書の定めにより、その他の原位置試験を行うものとする。

(1) 試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。

ア 平板載荷試験は、「JGS 1521-2012 平板載荷試験方法」によるものとする。

イ 道路の平板載荷試験方法は、「JIS A 1215:2013 道路の平板載荷試験方法」によるものとする。

(2) 構造物基礎地盤の載荷試験方法等の詳細は、監督員と十分打ち合わせのうえ行うものとする。

(3) 成果物は、次のものを提出するものとする。

ア 試験箇所、試験方法、試験結果

イ 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙の「JGS1521-2012 地盤の平板載荷試験方法」の規定に準拠して整理するものとする。

ウ 道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙の「JIS A 1215:2013 道路の平板載荷試験方法」の規定に準拠して整理するものとする。

2. 5. 4 スクリーウエイト 貫入試験（旧スウェーデン式サウンディング試験）

(1) 試験方法及び試験器具は、「JIS A 1221: 2020 スクリューウエイト貫入試験（旧スウェーデン式 サウンディング試験）」によるものとする。

(2) 試験中、スクリーポイントの抵抗と貫入中の摩擦音等により土質を推定し、可能な場合は、土質名とその深度を記録するものとする。

(3) 試験中、目的の深度に達する前までに、礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督員と協議しなければならない。

(4) 試験終了後、地下水が認められた場合は、可能な限り水位を測定し記録するものとする。

(5) 成果物は、次のものを提出するものとする。

ア 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）

イ 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の「JIS A 1221: 2020 スクリューウエイト貫入試験（旧スウェーデン式 サウンディング試験）」の規定に準拠して整理するものとする。

2. 5. 5

簡易動的コーン試験

- (1) 簡易動的コーン貫入試験は、斜面や平地における地盤表層部の動的な貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは支持力を判定することを目的とする。
- (2) 試験方法及び器具は、「JGS 1433-2012 簡易動的コーン貫入試験方法」によるものとする。
- (3) 貫入方法は鋼製ハンマーを自由落下させる方法とする。
- (4) コーンに付着した土の観察、ロッドに付着した地下水位の状況、傾斜地作業では斜面の傾斜角度をできるかぎり記録するものとする。
- (5) 試験中、目的の深度に達する前に礫などに当たり試験が不可能になった場合は監督員と協議するものとする。
- (6) 成果物は、次のものを提出するものとする。
 - ア 調査位置案内図、調査位置平面図
 - イ 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の「JGS 1433-2012 簡易動的コーン貫入試験方法」の規定に準拠して整理するものとする。

2. 5. 6

現場密度測定 (砂置換法)

- (1) 現場密度測定(砂置換法)は、試験孔から掘りとった土の質量とその試験孔に密度の既知の砂材料を充てんし、その充てんに要した質量から求めた体積から土の密度を求めることを目的とする。
- (2) 試験方法及び器具は、「JIS A 1214:2013 砂置換法による土の密度試験方法」によるものとする。
- (3) 成果物は、次のものを提出するものとする。
 - ア 調査位置、調査方法、測定値
 - イ 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の「JIS A 1214:2013 砂置換法による土の密度試験方法」の規定に準拠して整理するものとする。

2. 5. 7

現場密度測定 (RI法)

- (1) 現場密度測定(RI法)は、放射性同位元素を利用して、土の湿潤密度と含水量を測定することを目的とする。
- (2) 本試験は、地表面型 RI 計を用いた土の密度試験に適用する。
- (3) 試験方法及び器具は、「JGS 1614-2012 RI 計器による土の密度試験方法」によるものとする。
- (4) 成果物は、次のものを提出するものとする。
 - ア 調査位置、調査方法、測定値
 - イ 含水比、湿潤密度、乾燥密度
 - ウ 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の「JGS 1614-2012 RI 計器による土の密度試験方法」の規定に準拠して整理するものとする。

2. 5. 8

現場 CBR 試験

- (1) 現場 CBR 試験は、標準寸法の貫入ピストンを土の中に貫入させるのに必要な荷重強さを測定して、標準荷重強さと比較し相対的な強さを求め、道路の路床や路盤の支持力を判定することを目的とする。
- (2) 試験方法及び器具は、「JIS A 1222:2013 現場 CBR 試験方法」によるものとする。
- (3) 載荷装置は、CBR の大きさに応じて十分な能力のものをを用いなければならない。
- (4) 成果物は次のものを提出するものとする。
 - ア 試験位置、試験方法、試験結果
 - イ 試験結果は、地盤工学会記録用紙・報告用紙を使用し、「JIS A 1222:2013 現場 CBR 試験方法」の規定に準拠して整理するものとする。

第 6 節 調査の報告

2. 6. 1

観 察 試 料

- (1) 観察試料は、原則として各孔とも約 2 m ごとに 1 個を採取し、また地層が変わるごとに採取するものとする。ただし、採取間隔は、上記及び特記仕様書の定めにより難しい場合、監督員の指示に従うものとする。
- (2) 採取試料は標本瓶に入れ密封し、ボーリング（孔番）No、採取深度、土質名等を記録及び表示するものとする。

2. 6. 2

照 査

- (1) 受注者は、設計図書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない
- (2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - ア 調査方針と土質調査内容の適切性
 - イ 土質試験結果の適切性
 - ウ 成果物の適切性
 - エ 既存資料及びボーリング結果との整合

2. 6. 3

報 告 書

- (1) 受託者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。
- (2) 受託者は、次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、資料とともに監督員に提出するものとする。
- (3) 報告書の編集に際しては、次の項目、順序を標準にして行うものとし、各

2. 6. 4

データベース登録用 電子データの提出

項目内容の境界には合紙を入れるものとする。

また、製本時に報告書が大冊となる場合は、内容区分を考慮のうえ、分冊とするものとする。

I 調査概要

- 1 調査件名
- 2 調査場所
- 3 調査目的
- 4 調査期間
- 5 調査内容
- 6 調査数量
- 7 調査方法
- 8 現場作業の概要

II 案内図及びボーリング位置平面図

III 考 察

- 1 土質試験結果総括表
- 2 各種原位置試験結果
- 3 各種室内試験結果

(4) 土質柱状図用図式記号は、「ボーリング柱状図作成およびボーリングコア
取扱い・保管要領（案）・同解説」に準ずるものとする。

(1) 受託者は、地盤調査について、報告書情報、柱状図情報及び土質試験情報
を入力した電子データ（CD）等を港湾整備部技術管理課に1部提出するも
のとする。

電子データ（CD）等には次に掲げる内容を記載したラベルを貼付するも
のとする。

- ア 件名
- イ 発注者名（部所課名）
- ウ 契約番号
- エ 調査年月

(2) 受託者は、入力に当たって、委託者（港湾整備部技術管理課）から貸与さ
れた、東京港地質データベースシステム 入力サブシステムを使用し、十分
吟味されたデータを入力するものとする。

なお、貸与されたシステムは契約期間の終了とともに速やかに委託者（港
湾整備部技術管理課）に返却しなければならない。

(3) 調査地点の位置は監督員の指示するXY座標とし、標高はA. P. を原則
とする。

第3章 音波探査

第1節 一般事項

3. 1. 1

適用の範囲

本節は、音波探査による地層調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

3. 1. 2

探査準備

受託者は、音波探査を実施するに当たり、必要な計画準備を行わなければならない。

3. 1. 3

位置測量

基準点測量は、「測量委託標準仕様書 第7章 深浅測量 7. 1. 3 基準点測量」を適用するものとする。

第2節 音波探査

3. 2. 1

探査機器等

- (1) 受託者は、設計図書に定める種類及び性能を有する音波探査機を用いるものとする。
- (2) 受託者は、反射波情報を連続して記録し、かつ、直視できる記録計を用いるものとする。
- (3) 受託者は、使用に先立ち監督員に船位測定機の承諾を得るものとする。

3. 2. 2

探査の実施

- (1) 受託者は、設計図書に定める区域、深度及び間隔に基づき音波探査を行うものとする。
- (2) 受託者は、異常又は判読困難な記録及び欠測がある場合、再度探査しなければならない。
- (3) 水深測量は、「測量委託標準仕様書 7. 1. 5 水深測量」、を適用するものとする。

3. 2. 3

測定結果の整理及び解析

受託者は、設計図書に定める解析項目及びその解析方法により、結果の整理を行い、調査場所の地質構造について解析を行うものとする。

3. 2. 4

成 果 物

- (1) 受託者は、設計図書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。
- (2) 受託者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督員に提出するものとする。

ア 報告書

- (ア) 地質構造図
- (イ) 調査結果と考察
- (ウ) 地質断面図

イ 資料

- (ア) 航跡図
- (イ) 測定帳簿（GNSS 精度確認簿、検潮簿）
- (ウ) 音波探査測定記録

3. 2. 5

照 査

- (1) 受託者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
- (2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

ア 調査方針と音波探査内容の適切性

イ 音波探査結果の適切性

ウ 成果物の適切性

エ 既存資料及びボーリング結果との整合性

第4章 底質調査

第1節 一般事項

4. 1. 1

適用の範囲

本章は、港湾工事等から発生する水底土砂の処分についての事前調査に関する一般的事項を取扱うものとする。

4. 1. 2

準拠すべき図書

底質調査は、「東京港内における水底土砂の調査要綱（東京都港湾局）」に準拠して行うものとする。

なお、他の図書に準拠する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けるものとする。

4. 1. 3

位置測量

受託者は、調査に先立ち監督員に調査位置の承諾を得るものとする。

第2節 底質調査

4. 2. 1

観測機器

受託者は、特記仕様書に定める観測機器を用いるものとし、事前に監督員の承諾を得るものとする。

4. 2. 2

採泥

(1) 受託者は、設計図書に定める採泥地点及び採泥方法により底質調査を行うものとする。

(2) 受託者は、関係法令の定める規定量の試料採取をし、採泥地点、水深、深度、採泥年月日及び時間を記録するものとする。

(3) 受託者は、当該の試験方法に定める前処理を施し、速やかに試験室に運搬するものとする。

4. 2. 3

底質試験

(1) 受託者は、特記仕様書に定める項目の試験を行うものとする。

(2) 受託者は、試験値に疑義が生じた場合は、速やかに監督員に通知するものとする。

4. 2. 4

試験実施機関

受託者は、4. 1. 2に示す図書に定める試験機関で試験を行うものとし、

4. 2. 5

観測結果の整理及び
解析

あらかじめ監督員の承諾を得るものとする。

受託者は、特記仕様書に定めにより、観測及び分析結果を整理し解析を行うものとする。

4. 2. 6

成 果 品

受託者は、特記仕様書に定める成果品を監督員に提出するものとする。

4. 2. 7

照 査

(1) 受託者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

(2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

ア 調査方針と底質調査内容の適切性

イ 試験結果と既存資料の整合性

ウ 成果物の適切性

付 属 資 料

主任技術者及び照査技術者資格表

業務 資格内用	測 量		探査 工	土質 調査	環境 調査	気象・ 海象 調査	計画 調査	環境 影響 評価 調査	設計	技術 開発	電算 プログラム 開発	維持 管理 計画 調査	備考
	深浅 測量	水路 測量											
港湾海洋調査士													但し、「環境調査」部門は「環境調査」の騒音審査、振動調査、悪臭調査を除く
「総合」部門	○		○	○	○	○							
「深浅測量」部門	○												
「危険物探査」部門			○										
「土質・地質調査」部門				○									
「環境調査」部門					○								
「気象・海象調査」部門						○							
シビルコンサルティングマネージャ													但し、港湾関係の実務経験が3年以上ある者
「土質及び基礎」部門				○									
「地質」部門				○									
「建設環境」部門					○			○					
「港湾及び空港」部門	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
「河川、砂防及び海岸・海洋」部門※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
水路測量技術													
「1級（沿岸）」	○	○											
「1級（港湾）」	○	○											
地質調査技士				○									但し、港湾関係の実務経験が大卒者は5年以上、高卒者は8年以上ある者
海洋・港湾構造物維持管理士									○			○	但し、設計は維持管理に関する業務に限る
海洋・港湾構造物設計士									○	○		○	但し、技術開発は設計に関する業務に限る
基本情報技術者											○		

※1 海岸に関する業務のみ適用

打 合 せ 記 録 簿

第 回	件 名			
発 注 者		部・事務所 課		
受 託 者				
出席者	発注者側			
	受託者側			
日	時	年	月	日 ()
打 合 せ 場 所			打合せ方式	会議 ・ 電話
打 合 せ 事 項				
		頁	／	

地質調査委託契約書

(総則)

- 第1条** 委託者及び受託者は、この契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書（標準仕様書及び特記仕様書又は委託仕様書及び特記事項をいう。以下同じ。）及び仕様書において契約図書として定めるその他の資料をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書及び設計図書を内容とする業務の契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書に記載する契約期間（以下「契約期間」という。）内に完了して、契約の目的物（以下「成果物」という。）を委託者に引き渡すものとし、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 委託者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受託者又は第9条に規定する受託者の代理人若しくは主任技術者に対して行うことができる。この場合において、受託者又は受託者の代理人若しくは主任技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受託者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受託者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、この契約書又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、委託者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条** この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った当該指示等を書面に記載し、速やかにこれを相手方に交付するものとする。
- 3 委託者及び受託者は、この契約書の他の条項の規定により協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務に関する工程表の提出)

- 第3条** 受託者は、この契約締結後速やかに設計図書に基づいて業務に関する工程表（以下「工程表」という。）を作成し、委託者に提出しなければならない。
- 2 委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して工程表の修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により契約期間又は設計図書が変更された場合において、委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して工程表の再提出を請求することがで

きる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日以後」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。2 受託者は、成果物（未完成の成果物及びこの契約を履行する上で得られた記録等を含む）を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第5条 受託者は、成果物（第38条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権の全て（著作権法第27

条及び第28条に定める権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

2 受託者は、次項から第6項までの場合において、委託者に対して著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を行使しないものとする。

3 委託者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

4 委託者は、成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

5 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のために必要又は望ましいと認めてその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

6 受託者は、成果物（この契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

7 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2第1項に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括再委託等の禁止)

第6条 受託者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主要部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、前項の主要部分のほか、委託者が設計図書において指定した部分がある場合は、当該部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受託者は、前2項で指定した業務の部分以外の業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。ただし、委託者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 委託者は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせる者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第8条 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 委託者の意図する成果物を完成させるための受託者又は受託者の代理人若しくは主任技術者に対する業務に関する指示
 - (2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する受託者又は受託者の代理人若しくは主任技術者との協議
 - (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
- 3 委託者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定による監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

(代理人及び主任技術者)

- 第9条** 受託者は、この契約の履行に関し業務の管理及び統括を行う代理人を定めた場合は、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。代理人を変更したときも、同様とする。
- 2 代理人は、この契約の履行に関し業務の管理及び統括を行うほか、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。ただし、受託者は、自己の有する権限のうちこれを代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。
 - 3 受託者は、設計図書に基づき、業務の技術上の管理を行う主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。主任技術者を変更したときも、同様とする。
 - 4 代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。

(照査技術者)

- 第10条** 受託者は、設計図書に基づき、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定めた場合は、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 照査技術者は、前条第3項に規定する主任技術者を兼ねることができない。

(地元関係者との交渉等)

第 11 条 地元関係者との交渉等は、設計図書の定めによるものとする。この場合において、委託者の指示があるときは、受託者はこれに協力しなければならない。

(土地又は建物への立入り)

第 12 条 受託者が調査のために第三者が所有する土地又は建物に立ち入る場合において、当該土地又は建物の所有者等の承諾が必要なときは、設計図書に定める場合を除き、委託者がその承諾を得るものとする。この場合において、委託者の指示があるときは、受託者はこれに協力しなければならない。

(主任技術者等に対する措置請求)

第 13 条 委託者は、代理人、主任技術者、照査技術者、受託者の使用人又は第 6 条第 3 項の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、速やかに、当該請求に係る事項について決定し、その結果を委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、速やかに、当該請求に係る事項について決定し、その結果を受託者に通知しなければならない。

(履行報告)

第 14 条 受託者は、この契約の履行について委託者に報告しなければならない。この場合において、設計図書に報告の内容その他報告の時期等について定めがある場合には、当該設計図書の定めに従い委託者に報告するものとする。

(貸与品等)

第 15 条 委託者が受託者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受託者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を委託者に返還しなければならない。

5 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第 16 条 受託者は、業務の内容が設計図書又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が委託者の指示によるときその他委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは、契

約期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、受託者が当該不適合又は当該委託者の指示が適切ではないことを知りながらこれを委託者に対し通知しなかったときは、この限りでない。

(条件変更等)

第 17 条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 第 1 条第 1 項に定める設計図書を構成する図面、標準仕様書若しくは委託仕様書、特記仕様書若しくは特記事項及び仕様書において契約図書として定めるその他の資料とが一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
 - (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 委託者は、受託者の意見を聴いて、前項に定める調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があると認めるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を受託者に通知しなければならない。
- 4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、委託者は、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第 18 条 委託者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第 20 条において「設計図書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

- 第 19 条** 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受託者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受託者が業務を行うことができないと認められるときは、委託者は、業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前 2 項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要

な費用を負担しなければならない。

（業務に係る受託者の提案）

第 20 条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知するものとする。

3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認めるときは、契約期間又は契約金額を変更しなければならない。

（適正な契約期間の設定）

第 20 条の 2 委託者は、契約期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう考慮しなければならない。

（受託者の請求による契約期間の延長）

第 21 条 受託者は、その責めに帰すことができない事由により契約期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により委託者に契約期間の延長変更を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、契約期間を延長しなければならない。委託者は、その契約期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（委託者の請求による契約期間の短縮等）

第 22 条 委託者は、特別の理由により契約期間を短縮する必要があると認めるときは、契約期間の短縮変更を受託者に請求することができる。

2 前項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約期間の変更方法）

第 23 条 契約期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

（契約金額の変更方法等）

第 24 条 契約金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 この契約書の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

（臨機の措置）

第 25 条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受託者は、緊急かつやむを得ない事情がある場合を除き、あらかじめ、委託者の意見を聴かななければならない。

- 2 前項の場合においては、受託者は、そのとった措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。
- 3 委託者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合、委託者は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分について負担する。

(一般的損害)

第26条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うに当たり生じた損害(次条第1項、第2項若しくは第3項又は第28条第1項に規定する損害を除く。)については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害(火災保険、賠償責任保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))によりてん補された部分を除く。)のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第27条 業務を行うに当たり第三者に及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(火災保険、賠償責任保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))によりてん補された部分を除く。)のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不適当であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害(火災保険、賠償責任保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))によりてん補された部分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、委託者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第28条 成果物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で委託者と受託者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、試験等に供される受託者が既に業務を完了した部分(以下この条及び第47条において「業務の出来形部分」という。)仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び火災保険、賠償責任保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を委託者に請求することができる。

4 委託者は、前項の規定により受託者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であって立会いその他受託者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち、契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 前項に規定する損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた業務の出来形部分に相応する契約金額相当額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具（ただし、この契約書に基づく業務と同種同等の業務を行う際に使用するものとしてその性能、品質等が通常妥当と認められるものを基準とする。）について、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 複数回にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2回目以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（契約金額の変更に代える設計図書の変更）

第29条 委託者は、第7条、第16条から第22条まで（第20条の2を除く）第25条又は第26条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合に迫って、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

（検査及び引渡し）

第30条 受託者は、業務を完了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受託者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。

3 前項の検査に合格したときをもって、成果物の引渡しを完了したものとする。

4 受託者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前3項の規定を準用する。

（契約代金の支払）

第31条 受託者は、前条第2項（同条第4項の規定により準用される場合を含む。）の検査に合格したときは、契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき事由により前条第2項（同条第4項の規定により準用される場合を含む。）の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの

期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を越えた日において満了したものとみなす。

（契約保証金）

第 32 条 受託者は、契約書に記載の契約保証金を納付した場合において、契約金額が増額となるときは、変更後の契約金額の 10 分の 1 の額と既納保証金額との差額を委託者の請求により納入しなければならない。また、契約金額が減額となるときは、変更後の契約金額の 10 分の 1 の額と既納保証金額との差額の返還を請求することができる。

ただし、契約金額が増額となる場合で、既納保証金が未払の契約金額の 10 分の 1 以上あるときは、受託者は更なる納入を要しない。

- 2 委託者は、第 30 条第 2 項（同条第 4 項の規定により準用される場合を含む。）の完了検査に合格したとき、又は第 44 条第 1 項、第 45 条若しくは第 45 条の 2 の規定によりこの契約が解除されたときは、受託者の請求により、当該請求があった日から 30 日以内に契約保証金を返還する。
- 3 委託者は、契約保証金について、利息を付さない。
- 4 受託者が、契約保証金の納付に代えて、保険会社との間に東京都を被保険者とする履行保証保険契約（以下「契約保証金に代わる履行保証保険契約」という。）を締結する場合又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証（以下「契約保証金に代わる担保」という。）を受ける場合は、当該保険契約及び保証は第 47 条の 2 第 3 項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

（引渡し前における成果物の使用）

第 33 条 委託者は、第 30 条第 3 項又は第 38 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 委託者は、第 1 項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）

第 34 条 委託者は、契約書で前払金の支払を約した場合において、受託者が保証事業会社と契約書記載の契約期間を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、円を限度とし、受託者の請求により、契約金額の パーセントの額（10 万円未満の端数は切り捨てる。）を前払金として支払う。

- 2 受託者は、前項の前払金の支払を受けようとするときは、この契約締結後（委託者が別に前払金の請求時期を定めたときは、その時期）に、保証事業会社と締結した保証契約を証する書面（以下「保証証書」という。）を委託者に提出した上で、前払金の請求をしなければならない。
- 3 委託者は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく第 1 項の前払金を支払う。

（契約金額の増減による前払金の追加払又は返還）

第 35 条 委託者は、前条第 1 項の規定により前金払をした後、契約金額を変更した場合において、その増減額が著しいため、前払金の額が不相当と認められるに至ったときは、委託

者の定めるところにより、前払金を追加払し、又は返還させることがある。 2 受託者は、前項の規定により、委託者が前払金の追加払を認めた場合は、前払金の追加払を請求することができる。

- 3 受託者は、委託者から第1項の規定による前払金の返還請求を受けたときは、当該契約変更の日以後、委託者が指定する日までに返還しなければならない。
- 4 前項の場合において、受託者が返還期限までに前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額にこの契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じた額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払わなければならない。

（保証契約の変更）

- 第36条** 受託者は、前条第1項の規定による前払金の返還請求を受けた場合において、保証契約を変更したときは、直ちに変更後の保証証書を委託者に提出しなければならない。
- 2 受託者は、前条第2項の規定により、前払金の追加払を請求しようとするときは、当該契約変更の日以後、保証契約を変更し、変更後の保証証書を委託者に提出した上で、請求しなければならない。
 - 3 受託者は、前払金額の変更を伴わない契約期間の変更が行われた場合には、直ちに委託者に代わりその旨を保証事業会社へ通知するものとする。

（前払金の使途制限及び返還）

- 第37条** 受託者は、前払金を業務に必要な経費以外の支払に充ててはならない。
- 2 受託者は、前項の規定に違反した場合又は保証契約が解約された場合は、既に支払われた前払金を、直ちに委託者に返還しなければならない。
 - 3 受託者は、前項の規定により前払金を返還する場合は、前払金を支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額にこの契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じた額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を利息として支払わなければならない。

（部分払）

- 第37条の2** 委託者は、設計図書で部分払を約した場合において、業務の完了前に、受託者が既に業務を完了した部分（第38条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）について、受託者の部分払請求を相当と認めるとき（設計図書において、受託者の部分払請求回数について制限を定めた場合は、その回数の範囲内で相当と認めるとき。）は、受託者の立会いの上、既履行部分を確認するための検査を行い、受託者の請求により、検査に合格した既履行部分に相応する契約金額相当額（以下「既履行部分の代価」という。）の10分の9以内の額で、委託者が定める金額を支払うことができる。この場合においては、第31条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 2 前項の既履行部分の代価は、委託者が定める。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、第34条の規定により前払金が支払われている場合の部分払の額は、次の式により算定する額以内で委託者が定める金額とする。
部分払の額 $\leq$ 既履行部分の代価 $\times$ $(9/10 - \text{前払金額} / \text{契約金額})$

(部分引渡し)

第 38 条 成果物について、委託者が設計図書により業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第 30 条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、第 31 条中「契約代金」とあるのは「部分引渡しに係る契約代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、委託者は、当該部分について、受託者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第 30 条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、第 31 条中「契約代金」とあるのは「部分引渡しに係る契約代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前 2 項の規定により準用される第 31 条第 1 項の規定により受託者が請求することができる部分引渡しに係る契約代金は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第 1 号中「指定部分に相応する契約金額」及び第 2 号中「引渡部分に相応する契約金額」は、委託者が定める。

(1) 第 1 項に規定する部分引渡しに係る契約代金

指定部分に相応する契約金額 $\times$ (1 - 前払金の額 / 契約金額)

(2) 第 2 項に規定する部分引渡しに係る契約代金

引渡部分に相応する契約金額 $\times$ (1 - 前払金の額 / 契約金額)

(前払金等の不払に対する受託者の業務中止)

第 39 条 受託者は、委託者が第 34 条又は第 38 条において準用される第 31 条の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めて当該支払を請求したにもかかわらず支払わないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受託者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者が増加費用を必要とし、若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第 40 条 委託者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項において受託者が負うべき責任は、第 30 条第 2 項（第 38 条において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

3 第 1 項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

4 第 1 項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- (5) 受託者が契約不適合の履行の追完に応じないときは、委託者は、受託者の費用負担でこれを修補することができる。
- なお、これによって受託者に損害が生じて、委託者はその賠償の責めを負わない。

(契約不適合責任期間等)

第40条の2 委託者は、引き渡された成果物に関し、第30条第3項又は第4項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 委託者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 委託者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不适当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第41条 受託者の責めに帰すべき事由により契約期間内に業務を完了することができない場合において、契約期間満了後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、委託者は、受託者から違約金を徴収して契約期間を延長することができる。

- 2 前項の違約金の額は、契約金額から第38条の規定による検査に合格した指定部分及び引渡部分に相応する契約金額相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じた額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

(委託者の催告による解除権)

第42条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に

照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 契約期間内に業務が完了しないとき、又は契約期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 主任技術者を配置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第 40 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第 42 条の 2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 4 条第 1 項の規定に違反し、契約委託料債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の成果物を完成することができないことが明らかであるとき。
- (3) 受託者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第 45 条又は第 45 条の 2 の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当すると判明したとき。
- (10) 公正取引委員会が受託者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第 7 条の 2（同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき、又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (11) この契約に関して、受託者（受託者が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 43 条 第 42 条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(協議解除)

第 44 条 委託者は、業務が完了するまでの間は、第 42 条及び第 42 条の 2 の規定によるほか、必要があるときは、受託者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受託者の催告による解除権)

第 45 条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の催告によらない解除権)

第 45 条の 2 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 18 条の規定により設計図書を変更したため契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 19 条の規定による業務の中止期間が契約期間の 10 分の 5 (契約期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは 6 月) を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 45 条の 3 第 45 条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除等の効果)

第 46 条 この契約が解除された、又は受託者がその債務の履行を拒否し、若しくは、受託者の債務について履行不能となった場合 (以下「契約が解除された場合等」という。) には、第 1 条第 2 項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。ただし、第 38 条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 委託者は、前項の規定にかかわらず、業務の完了前にこの契約が解除された場合等において、既履行部分 (第 38 条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該指定部分及び引渡部分を除くものとする。) の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとする。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約金額 (以下「既履行部分契約代金」という。) を受託者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分契約代金は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(解除等に伴う措置)

第 47 条 業務の完了前にこの契約が解除された場合等において、第 34 条の規定による前払金があったときは、受託者は、当該前払金の額 (第 38 条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額) を委託者の指定する日までに返還しなければならない。この場合においては、第 35 条第 4 項の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、業務の完了前にこの契約が解除された場合等で、かつ、前条第 2 項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 34 条の規定による前払金があったときは、委託者は、当該前払金の額 (第 38 条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額) を前条第 3 項の規定によ

り定められた既履行部分契約代金から控除するものとする。なお、受託者は、受領済みの前払金の額に余剰があるときは、委託者の指定する日までに、当該余剰額を委託者に返還しなければならない。この場合においては、第 35 条第 4 項の規定を準用する。

- 3 受託者は、業務の完了前にこの契約が解除された場合等において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該 貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受託者は、現場調査業務を実施した場合に、業務の完了前にこの契約が解除された場合等においては、作業現場に受託者が所有又は管理する業務の出来形部分（第 38 条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第 2 項に規定する検査に合格した既履行部分を除く）調査機械器具、仮設物その他の物件（第 6 条第 3 項の規定により、受託者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
- 5 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者が支出した撤去費用等を負担しなければならない。
- 6 第 3 項及び第 4 項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、第 42 条、第 42 条の 2、第 47 条の 2 第 2 項第 2 号又は同条第 3 項の規定により契約が解除された場合等においては委託者が定め、第 44 条、第 45 条又は第 45 条の 2 の規定により契約が解除されたときは委託者と受託者が協議して定めるものとする。
- 7 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。

（委託者の損害賠償請求等）

第 47 条の 2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) この契約の成果物に契約不適合があるとき。

(2) 第 42 条又は第 42 条の 2 の規定により、成果物の引き渡し後にこの契約が解除されたとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 42 条又は第 42 条の 2 の規定により成果物の引き渡し前にこの契約が解除されたとき。

(2) 成果物の引き渡し前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号及び第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰

することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

- 5 第 2 項に該当する場合において、契約保証金の納付、契約保証金に代わる履行保証保険契約の締結又は契約保証金に代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金、契約保証金に代わる履行保証保険契約又は契約保証金に代わる担保をもって同項の違約金に充当することができる。ただし、契約保証金に代わる履行保証保険契約の締結又は契約保証金に代わる担保の提供が行われている場合であって、この契約の解除が、第 42 条の 2 第 7 号及び第 9 号から第 11 号の規定によるときはこの限りではない。

(受託者の損害賠償請求等)

第 47 条の 3 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第 45 条又は第 45 条の 2 の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第 31 条第 2 項（第 38 条において準用する場合を含む。）の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する利率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。）を乗じた額（100 円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を委託者に請求することができる。

(賠償の予定)

- 第 48 条** 受託者は、第 42 条の 2 第 10 号又は第 11 号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、委託者に対して賠償金として、契約金額の 10 分の 3 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第 42 条の 2 第 11 号のうち、受託者の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第 49 条 委託者は、受託者に対して有する金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(紛争の解決)

- 第 50 条** この契約書の各条項において委託者と受託者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに委託者が定めたものに受託者が不服がある場合その他この契約に関して委託者と受託者との間に紛争を生じた場合には、民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）に基づく調停によりその解決を図る。
- 2 委託者又は受託者は、前項に規定する調停の手続を経た後でなければ、同項の委託者と受託者との間の紛争について民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）に基づく訴えの提起をすることができない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、代理人、主任技術者又は照査技術者の業務の実施に関する紛争、受託者の使用人又は受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 13 条第 2 項の規定により

受託者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により委託者が決定を行った後でなければ、委託者及び受託者は、前2項の調停又は訴えの提起をすることができない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第51条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約外の事項)

第52条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第53条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

暴力団等排除に関する特約条項（委託契約）

（暴力団等排除に係る契約解除）

- 第1条 委託者は、受託者が、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当するとして（受託者が事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって受託者に損害が生じて、その責めを負わないものとする。
- 3 契約書第16条の3第1項及び第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。
- 4 契約解除に伴う措置については、契約書第19条第1項から第4項までの規定を準用するものとする。
- 5 契約書第19条第2項及び第3項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が定めるものとする。

（再委託禁止等）

- 第2条 受託者は、要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の競争入札参加資格を有する者以外の者で都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に再委託してはならない。
- 2 受託者が排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者に再委託していた場合は、委託者は受託者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 3 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- 4 委託者は、第2項に規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、都の契約から排除する措置を講ずることができる。

（不当介入に関する通報報告）

- 第3条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく委託者への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を委託者に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を委託者及び管轄警察署に提出しなければならない。
- 3 受託者は、再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく受託者に対して報告するよう当該再委託した者に指導しなければならない。
- 4 委託者は、受託者が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく委託者への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、都の契約から排除する措置を講ずることができる。

基準類改定部会部会員

区 分	氏 名	所 属
部会長	福永 太平	離島港湾部長
副部会長	葛西 孝周	東京港建設事務所長
委 員	渡辺 宗	港湾整備部 整備調整担当課長
委 員	羽田 昭広	港湾整備部 施設建設課長
委 員	橋本 憲太郎	東京港管理事務所 道路補修担当課長
委 員	福谷 寛二	東京港管理事務所 海上公園整備担当課長
委 員	小池 正貴	東京港建設事務所 海岸整備課長
委 員	上田 祐久	東京港建設事務所 浚渫工事課長（施設整備課長）
委 員	田中 茂雄	東京港建設事務所 埋立整備課長
委 員	高田 潤一郎	東京港建設事務所 道路整備担当課長
委 員	今野 隆久	港湾整備部 技術管理課長
事務局	枘山 了太	離島港湾部 建設課長

WG 構成員

区 分	氏 名	所 属
構成員	里中 嘉樹	臨海開発部 開発整備課 課長代理（技術調整担当）
構成員	藤原 昌之	港湾整備部 建設調整課 課長代理（無電柱化調整担当）
構成員	西村 賢仁	港湾整備部 施設建設課 統括課長代理（施設調整担当）
構成員	藤井 貴弘	離島港湾部 建設課 主任（港湾海岸設計担当）
構成員	野村 幸治	東京港管理事務所 港湾道路管理課 主任（設備担当）
構成員	池田 成彬	東京港管理事務所 臨海地域管理課 主事（施設担当）
構成員	石岡 良一	東京港管理事務所 施設補修課 統括課長代理（土木担当）
構成員	洲永 透	東京港建設事務所 港湾整備課 課長代理（港湾設計担当）
構成員	春日 宣寛	東京港建設事務所 港湾整備課 課長代理（道路橋梁設計担当）
構成員	北野 翔太	東京港建設事務所 海岸整備課 課長代理（海岸設計担当）
構成員	小林 卓矢	東京港建設事務所 埋立整備課 主事（工務担当）
構成員	源 隆博	東京港建設事務所 浚渫工事課 課長代理（設計測量担当）
構成員	入江 栄知	東京港建設事務所 高潮対策センター 課長代理（維持保全担当）
事務局	羽沢 幸司	離島港湾部 建設課 統括課長代理（工務担当）
事務局	荻野 輝之	東京港建設事務所 港湾整備課 統括課長代理（工務担当）
オブザーバー	松田 駒之	港湾整備部 技術管理課 統括課長代理（指導調査担当）
オブザーバー	月舘 権二	港湾整備部 技術管理課 主任（指導調査担当）